鳴沢村告示第６６号

地方税法第２０条の２第１項の規定に基づき、別紙のとおり公示送達する。

なお、送達すべき書類は鳴沢村役場において保管しており、申出があればいつでも交付する。

令和８年９月２９日

鳴沢村長　　小　林　　茂　澄

納税義務者氏名	送達すべき書類の名称
株式会社　神宮不動産	充当計算書、売却決定通知書、残余金交付請求兼口座振替依頼書